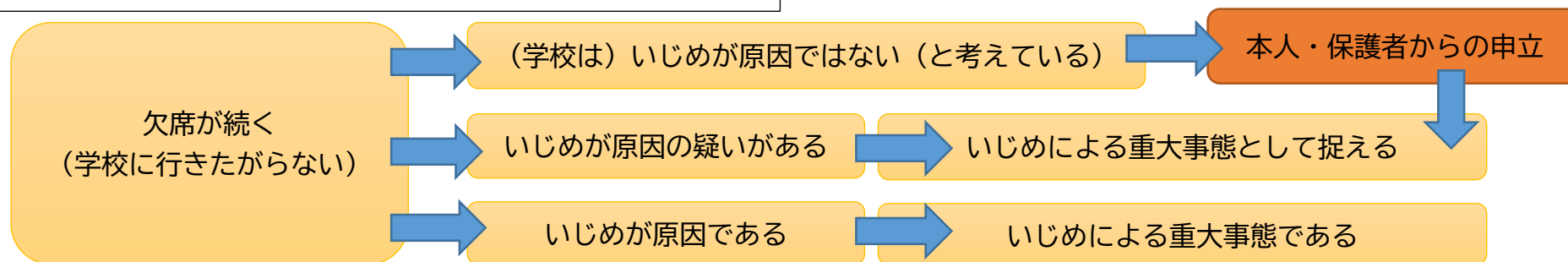


「学校に行きたがらない」「友達とトラブルがあって休んでいる」…欠席が続いたら……

学校、教育委員会、教育相談所にご相談ください

「いじめ防止対策推進法（第28条）」において、いじめと不登校の関係（いじめによる不登校＝重大事態）について記されています。青梅市では、「青梅市いじめの防止に関する条例」において、重大事態が発生した場合、「学校」→「青梅市教育委員会」→「青梅市長」「青梅市議会」に、重大事態の発生について報告することとしています。学校や教育委員会は、欠席を余儀なくされている状況を解消し、対象児童・生徒の学校復帰の支援や、今後の再発防止に生かすことを目的として、本人や保護者に寄り添い、意向をふまえ対応します。

いじめによる重大事態の判断について



「重大事態」または「重大事態の疑い」として、本人、保護者の意向を踏まえ、丁寧に対応します